

東京大学グローバル教育センター教員(女性限定)公募

【業務内容】

[募集の背景、組織の説明]

グローバル教育センター (GlobE) は東京大学の学生の国際性を涵養するための「グローバル教育コンシエルジュ」として 2023 年 4 月に開設された。GlobE は、全学交換留学プログラム (USTEP) や短期留学など、学生のグローバルな視野を広げる様々な国際交流プログラムを提供している (<https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>)。

[職務内容]

本公募により採用された国際支援部門教員は、グローバル教育センター長の下、「グローバル教育センター特別受入れプログラム」にて受け入れた学生の教育指導を担う。これは、地政学的な事情で大学における修学の継続が困難な状況にある者を対象とするプログラムで、2026 年度は米国の大学に所属する者を対象とする。本担当教員は本プログラムの制度設計、応募学生とのコンタクト、学生受け入れに伴う諸業務、来日後の教育指導、学生生活支援、学内外関係機関との連携等、「グローバル教育センター特別受入れプログラム」に関わる業務の全般を担う。あわせて、自身の専門分野での優れた研究を行う。

[配属部署]

東京大学グローバル教育センター国際支援部門

【研究分野】 人文・社会科学・自然科学関係分野

【勤務地】 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学本郷キャンパス

【職名・人数】 特任助教 1 名

【任期】 1 年。更新は最大 2029 年 3 月 31 日まで。

【試用期間】 採用日から 14 日間。

【採用予定日】 2026 年 4 月 1 日

【応募資格】

- ・困難な状況にある学生の受け入れへの関心と知識を有すること。

- ・多様な背景をもつ学生のニーズを理解し、適切な対応ができること。
- ・英語および日本語の高度な運用能力を有すること。
- ・博士号を有すること、またはそれに準ずる研究歴を有すること。
- ・国籍不問。

※本公募は、東京大学「女性教員増加のための加速プログラム」の支援を受けて行う、女性限定公募です。

【待遇】

給与は本学の規定に基づき、学歴・職務経験等を考慮して決定する。

[勤務時間] 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分（週38時間45分）勤務したものとみなされる。

[休日] 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

[休暇] 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇等

[社会保険等] 文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

【応募書類】

1. 東京大学様式の履歴書（写真不要） <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
2. 業績表（以下の順）。（1）単著（2）共著（3）編著（4）単著論文（5）共著論文（6）招待講演（7）学会発表等（8）その他の学術業績（9）その他特筆すべき事項（メディアへの出演等）なお、代表的な業績を2点選び、電子データで提出すること（著作権のある出版物に関しては、データは不要）
3. これまでの教育、行政活動の概要（日本語、1500字前後）。
4. 国際支援部門のグローバル特別プログラム教員としての抱負（英文、500語）
5. 応募者について照会できる人物2名の氏名およびEメールアドレス

【応募方法】

上記の書類を1から5の順に重ねて1つのPDFファイルにし、ファイル名は自身の氏名とすること。

JREC-IN PortalからWeb応募を行うこと。

[Japan Research Career Information Network JREC-IN Portal \(jst.go.jp\)](https://jst.go.jp/jrecin/)

【募集期間】

2025年12月22日～2026年1月9日午後5時（日本標準時）

【選考方法】

書類選考の上、通過者にはオンラインあるいは対面の面接を行う。詳細は面接連絡時に提供する。

【結果通知】

連絡及び結果通知は電子メールで行う。選考過程及び結果に関する問い合わせには応じない。

【連絡先】

東京大学本部国際教育推進課

企画・総務チーム

ic.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

【その他】

1. 東京大学はダイバーシティ及び男女共同参画を推進しており、採用者には GlobE 及び東京大学におけるダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの促進に寄与することが求められます。
2. 応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者に開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
3. 応募過程で発生する費用等は応募者の負担とします。
4. 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。
5. 勤務条件の詳細は、東京大学教職員就業規則等をご覧ください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokujii_j.html